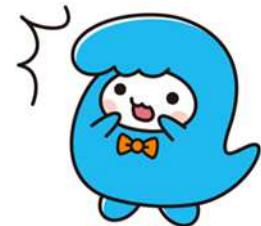


冬休み中に要注意！

消費生活センターからのお知らせ

子どものオンラインゲーム無断課金

【相談事例】 未成年者の子どもに、親のスマートフォンを貸して無料のオンラインゲームをさせていたら、スマホに登録していたクレジットカード情報を使用して、無断で50万円課金をしてしまった。



【解説】 未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、民法の「未成年者取消権」により契約を取り消すことができます。しかし、オンラインゲームでは未成年者が契約したことの証明が難しく、必ず取り消されるとは限りません。まずは、課金を行ったアカウントからプラットフォーム事業者に、未成年者が課金したことを申し出ましょう。



ネット上でゲームコンテンツを配信するとともに、有料コンテンツの取引の場を運営する事業者

【トラブルにならないためには】

- 子どもにオンラインゲームをさせる前には、利用ルールを親子でよく話し合いましょう。
- 子どもの無断課金を防ぐには、普段からアプリストア運営事業者からのメールを確認するなど、保護者の日ごろからの管理が必要です。
- 保護者のスマートフォンなどの電子端末を子どもに貸す場合は、必ず保護者のアカウントはログアウトし、ペアレンタルコントロール機能を設定してから渡しましょう。

→通信契約のない古いスマホなどであっても、保護者のアカウントに決済方法(クレジットカード等)が登録されていれば、課金できてしまいます！！

→ペアレンタルコントロールなど保護者の管理が不十分な場合、事業者が取消しを認めない場合があり、注意が必要です！！

悩まず、すぐ相談 荒川区消費生活センター



相談電話

03-5604-7055